

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第43号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項並びに別記様式の表示を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																					
<p style="text-align: center;">（納税等の証明書の効力）</p> <p>第33条 条例第15条第1項第1号の証明書は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税の種別割を納付したことを証する印の押印されたものについてその効力を有する。ただし、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものについては、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（納税義務の完了時期等）</p> <p>第45条 （略）</p> <p>2 口座振替の方法により納付する徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から振り替えられたときに完了する。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>別表（第117条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">文 書 等 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">根 拠 条 文</th> <th style="text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車税（種別割） 納税証明書</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式	（略）			自動車税（種別割） 納税証明書	（略）	（略）	<p style="text-align: center;">（納税等の証明書の効力）</p> <p>第33条 条例第15条第1項第1号の証明書（<u>口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税の種別割を納付したことを証する証明書を除く。</u>）は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税の種別割を納付したことを証する印の押印されたものについてその効力を有する。ただし、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものについては、この限りでない。</p> <p><u>2 前項ただし書の規定は、条例第15条第1項第1号の証明書（口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税の種別割を納付したことを証する証明書に限る。）について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">（納税義務の完了時期等）</p> <p>第45条 （略）</p> <p>2 口座振替の方法により納付する徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から振り替えられたときに完了する。<u>この場合において、局長は、納税義務を完了した納税者に対し、証明書を交付する。</u></p> <p>3～6 （略）</p> <p>別表（第117条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">文 書 等 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">根 拠 条 文</th> <th style="text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車税（種別割） 納税証明書（<u>一般の場合</u>）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">自動車税（種別割） 納税証明書（口座振替又はクレジットカード納付の方法により納付したことを証する場合）</td> <td style="text-align: center;">条例第15条第1項第1号</td> <td style="text-align: center;">別記第39号様式の2の4</td> </tr> </tbody> </table>	文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式	（略）			自動車税（種別割） 納税証明書（ <u>一般の場合</u> ）	（略）	（略）	自動車税（種別割） 納税証明書（口座振替又はクレジットカード納付の方法により納付したことを証する場合）	条例第15条第1項第1号	別記第39号様式の2の4
文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式																				
（略）																						
自動車税（種別割） 納税証明書	（略）	（略）																				
文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式																				
（略）																						
自動車税（種別割） 納税証明書（ <u>一般の場合</u> ）	（略）	（略）																				
自動車税（種別割） 納税証明書（口座振替又はクレジットカード納付の方法により納付したことを証する場合）	条例第15条第1項第1号	別記第39号様式の2の4																				

(略)	(略)
<u>第39号様式の2の4</u> 削除	<u>第39号様式の2の4</u> (第117条関係) 自動車税 (種別割) 納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) (略)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。